

## 令和3年度における廃炉等積立金の運用に関する計画

廃炉等積立金管理運用基本方針第5条第1項の規定に基づき、令和3年度における廃炉等積立金の運用に関する計画を次のとおり定める。

### 1. 廃炉等積立金の運用対象額

令和3年度における廃炉等積立金の運用対象額は、令和2年度廃炉等積立金として積み立てられる額から、直ちに取り戻す必要がある令和3年度の廃炉等の実施に要する費用に充てる資金を除いた額を、前年度末の運用残高に加算した額とする。

### 2. 運用環境の見通し

国内金利については、日本銀行の「長短金利操作付き量的・質的金融緩和」等を背景に、国債は短期から指標である10年物まで、ほぼマイナス圏で推移してきた。

令和3年度においても、新型コロナウイルス感染の速やかな収束が見通せない状況下、世界経済の回復は緩慢なペースが見込まれ、日本銀行及び欧米の中央銀行の金融政策は、当面緩和スタンスが継続されるものと考えられる。

一方、株式市場においてバブル崩壊後の高値が更新され、長期金利がプラスに定着する等、変化の兆しが生じていることは留意すべきと考えられる。

また、引続き以下の点も踏まえ、令和3年度の運用環境は、なお容易ではない状況が続くものと予想される。

- ① 金融機関の資金ポジションは、預貸ギャップのさらなる拡大により資金余剰が継続しており、資金調達意欲の減退を背景に積極的な応札は期待しにくいこと
- ② 福島第一原子力発電所の廃炉事業は不確実性を内在しており、運用期間の長期固定化には制約がある中で、中短期金利は依然マイナスで推移していること

### 3. 運用計画

以上の見通しを踏まえ、令和3年度の廃炉等積立金の運用に当たっては、廃炉等積立金管理運用基本方針の原則に従い、以下のとおり計画する。

- ・ 元本の安全性確保を最優先する観点から、運用対象は満期保有を原則とする。
- ・ 積立額が増嵩したことから、引続き流動性確保を重視しつつ、運用機会捕捉の観点から、原則1年以内としてきた運用期間につき金融機関や市場の動向を踏まえ多様化を図る。
- ・ 運用対象については、引続き大口定期預金又は譲渡性預金を中心としつつ、国内金利の動向次第では一部有価証券で運用を行い、運用対象の多様化を図る。
- ・ 上記運用に係る入札等は、金融機関の動向や市場動向を踏まえ、適宜実施するものとする。
- ・ 入札不調等によりこの計画に沿った運用が困難な場合は、普通預金への預け入れにより運用する。

### 4. 計画の修正

令和3年度中に、積立金額及び取戻し計画に変更が生じたとき並びに金融情勢等の状況に鑑み、この計画に関し見直すことが適当と認められるときは、この計画を修正する。

以上